

太陽光発電システムに係る景品表示法に基づく行政処分等の状況

平成 24 年 2 月 28 日

消費者庁表示対策課

1 消費者庁（公正取引委員会）が平成 20 年度から平成 23 年度までの間に太陽光発電システムの販売事業者等に対して行った景品表示法による行政処分等の実績

- ・ 株式会社日本ホットライフに対する景品表示法に基づく措置命令（平成 23 年 7 月 15 日）（別添）

2 都道府県が平成 20 年度から平成 23 年度までの間に太陽光発電システムの販売事業者等に対して行った景品表示法による行政処分等の実績

- ・ 該当なし

以上

News Release

平成23年7月15日
消費者庁

株式会社日本ホットライフに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社日本ホットライフに対し、住宅用太陽光発電システムの取引に係る表示について、景品表示法第6条の規定（同法第4条第1項第2号（有利誤認））に基づき措置命令（別添参照）を行いましたので公表します。

なお、本件は公正取引委員会（公正取引委員会事務総局九州事務所）による調査の結果を踏まえ、当庁が措置命令を行うものです。

1 株式会社日本ホットライフの概要

所在地 福岡市博多区吉塚四丁目16番29号

代表者 代表取締役 木村 尚美

設立年月日 平成16年4月

資本金 1000万円（平成22年3月現在）

2 措置命令の概要

(1) 違反事実の概要

ア 対象商品

株式会社日本ホットライフが自ら供給し又は子会社を通じて供給する住宅用太陽光発電システム（※1）（以下「本件発電システム」という。）

イ 対象となる表示

平成21年10月頃から平成22年6月頃までの間、戸建住宅への投函等により配布されたチラシ（別紙）における以下の表示（※2）

(ア) 「電気買取り価格2倍引き上げで、192,000円/年の節約(利益)！」

(イ) 「単純利回りは、なんと約8.0%!!」、「導入費用の回収期間は13年となり、回収後の13年以降は、しっかり貯蓄にまわせます。」等

【本件に対する問い合わせ先】

消費者庁表示対策課 担当者：北川、小野

電話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

ウ 調査結果

前記イ(ア)の金額は、本件発電システムによる発電電力の全量買取りを前提としているが、4キロワット型の本件発電システムを設置した場合、電力会社が買い取る余剰電力量は、通常、全発電電力の過半を超える程度であり、「太陽光発電の余剰電力買取制度」(※3)の下では、年間192,000円の利益を得ることはできないものであった。

また、前記イ(イ)の費用の回収等については、年間192,000円の利益を得ることができないこと、機器の破損や経年劣化などにより保証期間経過後に機器の交換又は修理を要する場合には、所要の費用の負担が発生することから、8.0%の利回り及び13年の回収期間を実質的に達成できず、本件発電システムの設置後、恒常的かつ安定的に利益を得ることができないものであった。

(2) 命令の概要

ア 前記(1)イの表示は、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認されるものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

※1 太陽光エネルギーを電気に変換する設備のこと。主な仕組みについては以下のとおり。

① 「太陽電池モジュール」と称するパネルにより、太陽光から直流電力を作る。

② 「パワーコンディショナ」により、直流電力から家庭で使用する交流電力に変換する。

③ 「屋内分電盤」を通じて、発電した電力を家庭内で利用し、余った電力は電力会社に買い取ってもらう。一方、雨天や夜間など、太陽光による発電電力では足りないあるいは発電できない場合には、必要分を電力会社から購入する。

太陽電池モジュールによる発電や、直流電力から交流電力への変換、電気製品への分電、電力会社への電力の売却・電力会社からの電力の購入などは、すべて自動運転で行われる。

※2 別紙チラシは、株式会社日本ホットライフ及び同社の子会社のうち株式会社日本ホットライフ広島、株式会社日本ホットライフ熊本、株式会社日本ホットライフ福山、株式会社日本ホットライフ関西の計5社により配布された。

※3 平成21年11月に導入された制度で、平成23年3月までに出力などの要件を満たす住宅用太陽光発電システムを設置した者に対する電力会社による電力の買取価格を、従来の約2倍に相当する1キロワットアワー当たり48円としたもの(買取金額は買取開始から10年間固定)。

本制度では、前記※1のとおり、電力会社は住宅用太陽光発電システムが発電した全発電電力を買い取るのではなく、全発電電力から設置者が自家消費した電力を差し引いた余剰電力を買い取る事となっている。

知ってましたか？

フレンチの達人
坂井 宏行

太陽光発電システムは、 利回り商品として大変有望なのです。

欧州では、太陽光発電が高い利回りを生む投資対象となっています。だから欧州諸国では、導入が進んでいるのです！

ドイツの場合

電力会社による電気買取り価格は、通常の電力料金の2~3倍に相当します。だから電気の売買をしても利益を生むのです。

日本も09年11月から電気買取価格が**2倍**に引き上げられました。

現在 1kWh当たり約24円 → **48円に!!**

太陽光発電システムの3つの大きなポイント

ポイント
1

とってもおトク！

電気買取価格が**2倍**に引き上げ！

各電力会社が今の2倍の1キロワット時当たり**48円**で買取ります。^{※1}

ポイント
2

しっかりおトク！

国や地方自治体の**補助金制度**が復活！

2009年1月から公的補助金制度が復活しました。今年度は、1キロワット当たり**約7万円**の補助金が出ます。

ポイント
3

しかも優しい！

普通の生活の中で、気付かないうちに**地球環境保全**に貢献！

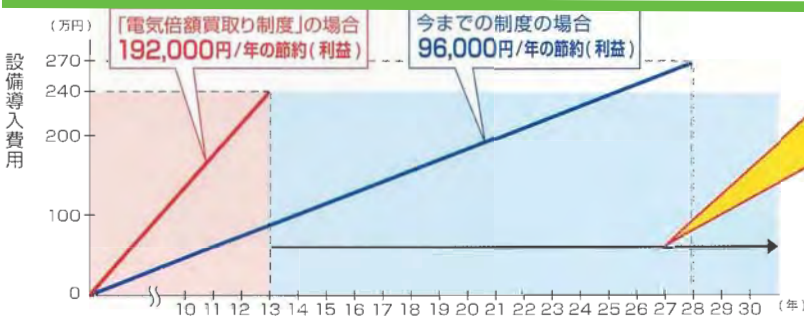
どれだけ
高利回りか!?

(例)4kW型システム導入として

- ① 設備導入費用約270万円が補助金適用で、**約240万円**に！
- ② 電気買取価格2倍引き上げ^{※2}で、**192,000円/年**の節約(利益)!

単純利回りは、なんと**約8.0%!!**

導入費用の回収期間は13年となり、回収後^{※3}の13年以降は、しっかり貯蓄にまわせます。



「電気倍額買取制度」と「補助金制度」適用で設備導入費用の回収期間が
今まで 約28年 → 13年でOK!!
回収後^{※3}の13年以降の節約分は全て利益になります。

老後のセカンドライフに備えて
あなたは、どちらに興味がありますか？

太陽光発電導入
利回り
約8%^{※4}

銀行の
定期預金
金利約**1%**以下

こんなに環境保全に貢献します

太陽光発電の活用で、年間CO₂排出量 **約61%**^{※5}削減

石油の年間消費量 **約48缶**^{※6} (18L缶) 相当のCO₂を削減。

くすの木なら **約7本**^{※7} 分のCO₂吸収量に相当します。

※1: 昼間→電力会社へ電気を売り(約50円)、夜間→電力会社から電気を買う(約25円)ことで、大きな利益が生まれます。
 ※2: 1kWh当たり約50円として。
 ※3: 現在の太陽光発電システムの平均耐用年数は約30年程度です。但し、パワーコンディショナは交換が必要な場合があります。
 ※4: 電力会社の買取価格を約50円と想定、また昼間売電(約50円)、夜間売電(約25円)として計算した場合。(上記の数値は全て弊社調べです。)
 ※5: 平成18年度版JPEA表示に関する業界自主ルールに基づき、一般家庭の消費電力における年間CO₂排出量は、0.36kg-CO₂/kWh×5,500kWh/年(年間消費電力値)とし、太陽光発電システムのCO₂削減効果は、0.3145kg-CO₂/kWh×3,842kWh/年(年間予測発電量)とする。
 ※6: 平成18年度版JPEA表示に関する業界自主ルールに基づき1kWhあたり0.227Lにて算出。
 ※7: 環境再生保全機構「大気浄化植樹マニュアル」より、直径10cmのくすの木の場合にて算出。1,208kg-CO₂/年÷180kg-CO₂(単木あたり年間総CO₂吸収量)≒7本

●お問い合わせ・ご相談はお気軽に

福岡市博多区博多駅前1丁目12-7
日野ビル1F
株式会社日本ホットライフ
TEL (092)437-3337
FAX (092)437-3338

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

（報告の徴収及び立入検査等）

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 （省略）

（権限の委任）

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令

（平成二十一年政令第二百十八号）

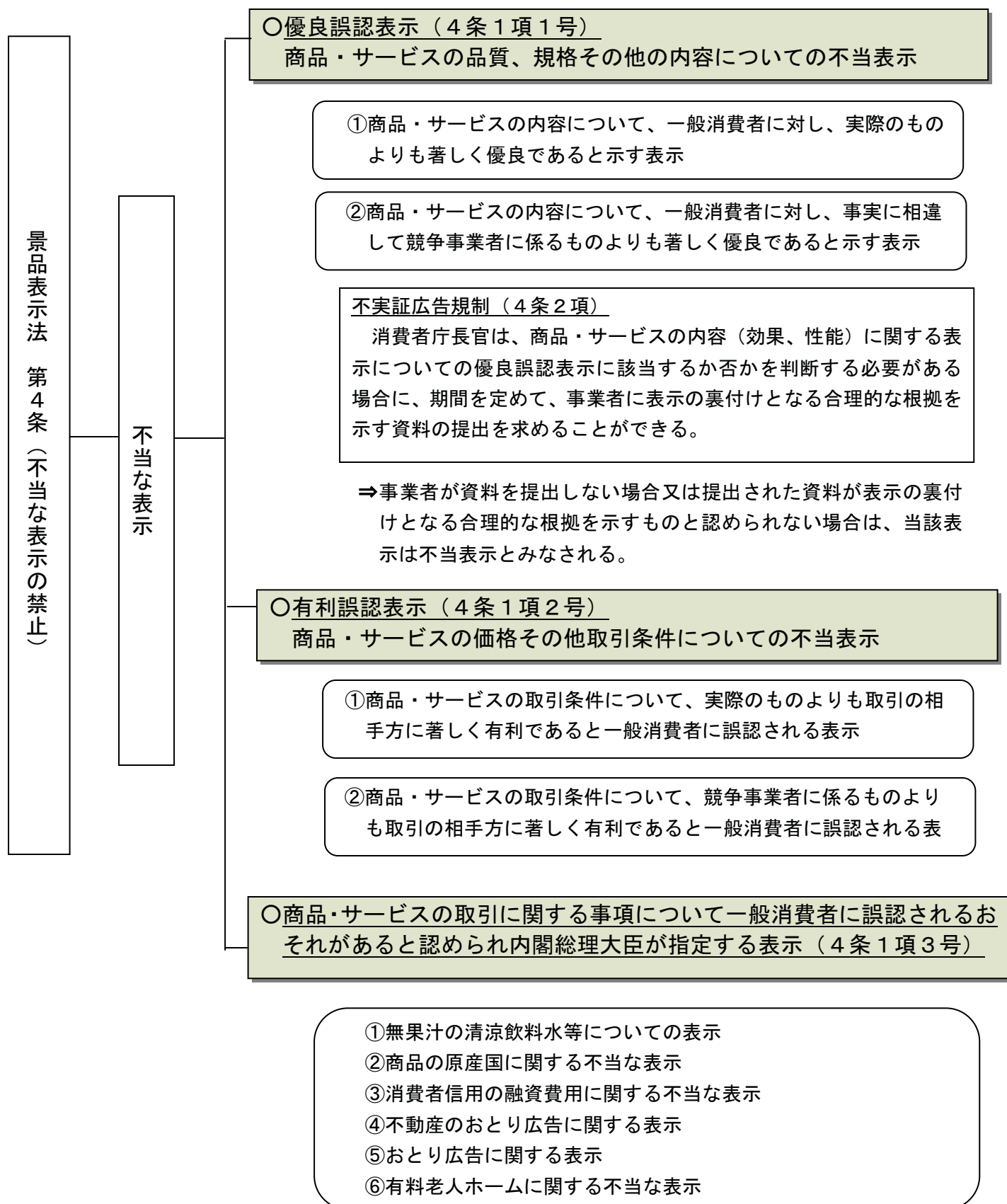
（消費者庁長官に委任されない権限）

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第二条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



消 表 対 第 3 6 5 号
平成 2 3 年 7 月 1 5 日

株式会社日本ホットライフ
代表取締役 木村 尚美 殿

消費者庁長官 福嶋 浩彦
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、一般消費者に供給する住宅用太陽光発電システム（以下「本件発電システム」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第2号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が自ら供給し又は貴社の子会社を通じて供給する本件発電システムの取引条件に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 本件発電システムを供給するに当たり、平成21年10月頃から平成22年6月頃までの間、貴社が自ら配布し又は貴社の子会社を通じて配布したチラシにおいて、
「(例) 4kW型システム導入として」と記載の上、

(7) 設置者が得られる年間の利益について、「電気買取り価格2倍引き上げで、192,000円/年の節約(利益)！」と、本件発電システムを設置することにより、年間192,000円の利益を得ることができる旨の表示を

(4) 本件発電システム設置後の費用の回収等について、「単純利回りは、なんと約8.0%!!」、「導入費用の回収期間は13年となり、回収後の13年以降は、しっかり貯蓄にまわせます。」等と、年間192,000円の利益が得られることによって本件発電システムの設置費用が13年で回収でき、設置費用の回収後には設置費用に対して約8パーセントに当たる年間192,000円の金額を、恒常的かつ安定的に得ることができると認識される表示をしていたこと。

イ 実際には、平成21年11月に「太陽光発電の余剰電力買取制度」（以下「新買取制度」という。）が導入された後の4キロワット型の本件発電システムでは、前記ア(7)の表示にある年間192,000円の利益を得ることはできないものであり、

また、当該金額に基づき算出された前記ア(イ)の表示の利回り及び回収期間は実質的に達成できず、本件発電システムの設置後、恒常的かつ安定的に利益を得ることができないこと。

ウ 前記アの表示は、本件発電システムの取引条件について、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、貴社が自ら供給し又は貴社の子会社を通じて一般消費者に供給する本件発電システムの取引に関し、前記(イ)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 貴社は、今後、貴社が自ら供給し又は貴社の子会社を通じて一般消費者に供給する本件発電システムの取引に関し、前記(イ)記載の表示と同様の表示を行うことにより、本件発電システムの取引条件について、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(イ)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社日本ホットライフ（以下「日本ホットライフ本社」という。）は、福岡市博多区吉塚四丁目16番29号に本店を置き、住宅用電気設備機器の販売、設置工事等を営む事業者である。
- (2) 日本ホットライフ本社は、自ら前記(イ)の事業を行うとともに、地域ごとに子会社を設立し、子会社を通じて住宅用電気設備機器等を一般消費者に供給している。
- (3) 日本ホットライフ本社は、本件発電システムについて、チラシに掲載する内容を自ら決定し、作成したチラシを自社が自ら配布し又は子会社を通じて一般消費者に配布している。
- (4) 住宅用太陽光発電システムは、太陽光エネルギーを電気に変換する設備であり、太陽電池モジュール、接続箱、パワーコンディショナ、屋内分電盤及び電力量計と称する機器ほかで構成されている。
- (5)ア 平成21年11月に導入された新買取制度における一般電気事業者（以下「電力会社」という。）による電力の買取価格は、太陽電池モジュールの公称最大出力が10キロワット未満であるなどの要件を満たし、かつ、平成23年3月までに電力会社へ太陽光発電からの電力受給に係る契約の申込みを行った者については、1キロワットアワー当たり48円とされている。また、当該買取価格は、電力会社への契約の申込みを行い、新買取制度による買取開始から10年間は、買取開始時の単価が継続する。
- イ 電力会社は、住宅用太陽光発電システムの設置により得られた全ての発電電力を

買い取るのではなく、発電した電力のうち、設置者が自家消費した電力を差し引いた余剰電力を買い取るようになっており、余剰電力量は、一般家庭で導入される平均的な住宅用太陽光発電システムである4キロワット型の場合は、通常、発電した電力の過半を超える程度である。

- (6) 本件発電システムの設置後は、通常10年間、機器を製造する事業者などにより無償の交換又は修理の機器保証役務が付帯されているが、本件発電システムを構成するパワーコンディショナの耐用年数が通常10年ないし15年程度といわれており、また、その他の機器についても、破損や経年劣化などにより、長期間にわたって使用するためには、これらの機器の交換又は修理が必要となることから、保証期間経過後に機器の交換又は修理を要する場合には、所要の費用の負担が発生する。
- (7) 日本ホットライフ本社は、本件発電システムを一般消費者に供給するに当たり、平成21年10月頃から平成22年6月頃までの間、戸建住宅への投函等により、自社が自ら配布し又は子会社のうち株式会社日本ホットライフ広島、株式会社日本ホットライフ熊本、株式会社日本ホットライフ福山、株式会社日本ホットライフ関西の4社を通じて福岡県、広島県、熊本県及び大阪府等の地域に配布したチラシ（別添写し）において、「（例）4kW型システム導入として」と記載の上、
- ア 「電気買取り価格2倍引き上げで、192,000円/年の節約（利益）！」
- イ 「単純利回りは、なんと約8.0%!!」、「導入費用の回収期間は13年となり、回収後の13年以降は、しっかり貯蓄にまわせます。」等と表示していた。
- (8)ア 前記(7)アの表示に接した者は、新買取制度では、発電した電力の電力会社による買取価格が従来の2倍に引き上げられ、4キロワット型の本件発電システムの設置者は、年間192,000円の利益を得ることができると認識する。しかし、前記表示は全発電電力の買取りを前提として表示されたものであるところ、実際には、4キロワット型の本件発電システムを導入した場合、電力会社が買い取る余剰電力量は、通常、全発電電力の過半を超える程度であり、年間192,000円の利益を得ることはできないものであった。
- イ 前記(7)イの表示に接した者は、4キロワット型の本件発電システム設置後の費用の回収等について、本件発電システムの設置費用が13年で回収でき、設置費用の回収後には設置費用に対して約8パーセントに当たる年間192,000円を恒常的かつ安定的に得ることができると認識するところ、実際には、年間192,000円の利益を得ることができないこと、また、機器の破損や経年劣化などにより、保証期間経過後に機器の交換又は修理を要する場合には、所要の費用の負担が発生することから、かかる利回り及び回収期間を実質的に達成できず、本件発電システムの設置後、恒常的かつ安定的に利益が得られるものではなかった。

3 法令の適用

前記事実によれば、日本ホットライフ本社は、本件発電システムの取引条件について、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第2号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。



人にやさしい、地球にやさしい、日本ホットライフのオール電化。

別添写し

フィギュアスケート選手 浅田 舞

フレンチの達人 坂井 宏行

知ってましたか?

太陽光発電システムは、利回り商品として大変有望なのです。

欧州では、太陽光発電が高い利回りを生む投資対象となっています。だから欧州諸国では、導入が進んでいるのです!

ドイツの場合

電力会社による電気買取り価格は、通常の電力料金の2~3倍に相当します。だから電気の売買をしても利益を生むのです。

日本も09年11月から電気買取価格が**2倍**に引き上げられました。

現在 1kWh当たり約24円 → **48円に!!**

太陽光発電システムの3つの大きなポイント

ポイント1

とってもおトク!

電気買取価格が**2倍**に引き上げ!

各電力会社が今の2倍の1キロワット時当たり **48円**で買取ります。^{※1}

ポイント2

しっかりおトク!

国や地方自治体の**補助金制度**が復活!

2009年1月から公的補助金制度が復活しました。今年度は、1キロワット当たり**約7万円**の補助金が出ます。

ポイント3

しかも優しい!

普通の生活の中で、気付かないうちに**地球環境保全**に貢献!

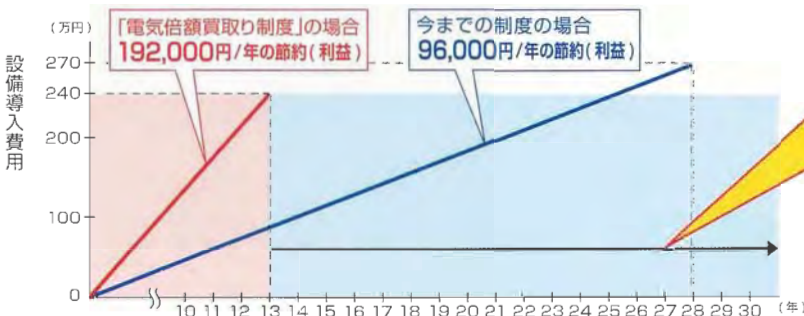
どれだけ高利回りか!?

(例)4kW型システム導入として

- ① 設備導入費用約270万円が補助金適用で、**約240万円**に!
- ② 電気買取価格2倍引き上げ^{※2}で、**192,000円/年**の節約(利益)!

単純利回りは、なんと**約8.0%!!**

導入費用の回収期間は13年となり、回収後^{※3}の13年以降は、しっかり貯蓄にまわせます。



「電気倍額買取制度」と「補助金制度」適用で設備導入費用の回収期間が

今まで **約28年** → **13年でOK!!**

回収後^{※3}の13年以降の節約分は**全て利益**になります。

老後のセカンドライフに備えてあなたは、どちらに興味がありますか?

太陽光発電導入
利回り**約8%**^{※4}

銀行の定期預金
金利約**1%以下**

こんなに環境保全に貢献します

太陽光発電の活用で、年間CO₂排出量 **約61%**^{※5}削減

石油の年間消費量 **約48缶**^{※6} (18L缶) 相当のCO₂を削減。

くすの木なら **約7本**^{※7} 分のCO₂吸収量に相当します。

※1: 昼間→電力会社へ電気を売り(約50円)、夜間→電力会社から電気を買う(約25円)ことで、大きな利益が生まれます。
 ※2: 1kWh当たり約50円として。
 ※3: 現在の太陽光発電システムの平均耐用年数は約30年程度です。但し、パワーコンディショナは交換が必要な場合があります。
 ※4: 電力会社の買取価格を約50円と想定、また昼間売電(約50円)、夜間売電(約25円)として計算した場合。(上記の数値は全て弊社調べです。)
 ※5: 平成18年度版JPEA表示に関する業界自主ルールに基づき、一般家庭の消費電力に於ける年間CO₂排出量は、0.36kg-CO₂/kWh×5,500kWh/年(年間消費電力値)とし、太陽光発電システムのCO₂削減効果は、0.3145kg-CO₂/kWh×3,842kWh/年(年間予測発電量)とする。
 ※6: 平成18年度版JPEA表示に関する業界自主ルールに基づき1kWhあたり0.227Lにて算出。
 ※7: 環境再生保全機構「大気浄化植樹マニュアル」より、直径10cmのくすの木の場合にて算出。1,208kg-CO₂/年÷180kg-CO₂(単木あたり年間CO₂吸収量)≒7本

●お問い合わせ・ご相談はお気軽に

福岡市博多区博多駅前1丁目12-7
日野ビル1F
株式会社日本ホットライフ
TEL (092)437-3337
FAX (092)437-3338